

● 食品廃棄物等の利用状況等（平成26年度推計） <概念図>

食用仕向量 (8,294万トン)
粗食料+加工用

食品リサイクル法における
減量：225万トン

食品リサイクル法における食品廃棄物等

食品リサイクル法における
再生利用：1,350万トン
うち飼料化向け：983万トン
うち肥料化向け：249万トン
うちエネルギー化等向け：118万トン

食品リサイクル法における
熱回収：45万トン

焼却・埋立等：285万トン

食品由来の廃棄物等
(2,775万トン)

うち可食部分と考えられる量
(621万トン)
※いわゆる「食品ロス」

再生利用：55万トン
(肥料化・メタン化等向け)

焼却・埋立：767万トン

- ① 食品関連事業者
- 食品製造業
 - 食品卸売業
 - 食品小売業
 - 外食産業

事業系廃棄物
+
有価物
(1,953万トン)

有価物
※大豆ミール、ひすま等
(889万トン)

うち可食部分と考えられる量
〔規格外品、返品、
売れ残り、食べ残し〕
(339万トン)

事業系廃棄物
(839万トン)

家庭系廃棄物
(822万トン)

うち可食部分と考えられる量
〔食べ残し、過剰除去、
直接廃棄〕
(282万トン)

廃棄物処理法における食品廃棄物

② 一般家庭

- 資料：・「平成26年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
・事業系食品ロス、については、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成25年度)」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。
・家庭系食品ロスについては、「平成28年度地方自治体における食品廃棄物等の再生利用取組実態調査報告書」を基に推計(環境省大臣官房リサイクル対策部)。
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計。
- 注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

食品資源の利用主体